

10月は浄化槽月間です ◆浄化槽の維持管理について (お知らせ)

合併処理浄化槽は、きれいな排水を維持するため、適切で定期的な維持管理が必要です。このため「浄化槽法」で、浄化槽使用者が行わなくてはならない3つの義務が決められていますので、ご確認ください。適正な管理で、きれいな水環境をつくりましょう。

① 保守点検

4カ月に1回。(点検・調整・修理等 有資格業者に依頼)

② 清掃

年1回。(汚泥引抜・機器洗浄等 町許可業者に依頼)

③ 法定検査

年1回。(水質検査・管理記録検査 県指定検査機関「(社)広島県環境保全センター」「(社)広島県浄化槽維持管理協会」に依頼)

※点検、清掃の回数は最低回数で、使用状況等により増えることもあります。

・法定検査を受検しない場合、改善命令等を受けます。これに違反した場合は30万円以下の過料の罰則を受けることとなります。
 ・法定検査は毎年1回の受検が必要です。なお、法定検査は2種類あります。詳細については次表を参照ください。
 ・対象は合併浄化槽だけでなく単独浄化槽も対象となっています。
 ・法定検査依頼については、使用者と指定機関2者との3者による契約締結が必要となります。なお、契約については、随時、指定機関よりお知らせがあります。

●検査内容

○ガイドライン検査
 ・国(環境省)が示した検査項目である86項目全てを検査します。

○効率化検査
 ・外観検査項目を軽減し、水質検査項目など18項目(BODなど)に絞って検査します。

ガイドライン検査と効率化検査の実施年

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
神石高原町	効率化	効率化	効率化	ガイドライン	効率化

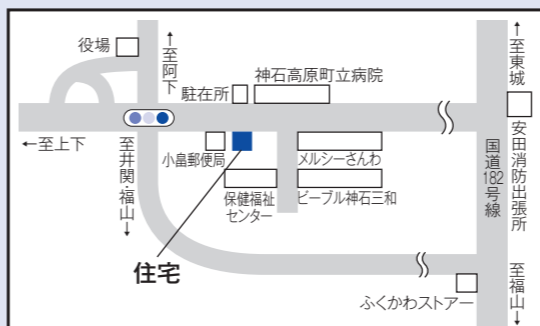
注1 「効率化」とは、「効率化検査」、「ガイドライン」とは、「ガイドライン検査」のことです。
 注2 平成29年度以降については、平成24年度から平成28年度までと同様の順序で実施していくこととなります。

冬期生活支援住宅入居者募集について

町内にお住まいの方で、冬期において、町立病院に通院している方、家族等が入院し介護等が必要な方、公共交通機関の利用が困難な地域に居住している方または冬期の生活に不安を抱える方に対して、安心して生活を送ることができる場を提供するための、「冬期生活支援住宅」の入居者を募集します。

11月1日からの入居者を募集します。

- 住宅名 町宮小島冬期生活支援住宅
- 募集期間 10月12日(金)～10月25日(木) (申込者が多数の場合は抽選)
- 入居可能期間 平成24年11月1日～平成25年4月30日
- 募集戸数 2戸(2階2戸)
- 家賃 月額24,000円
- 備付け備品 テレビ、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、オーブンレンジ、電気こたつ、照明器具、カーテン
- 入居資格
 - ・町内に住所を有する者のうち、次のすべての条件に該当する者
 - ① 本人および生計を共にする世帯員全員が自動車運転免許を有していない者または有しているが運転困難な者
 - ② 町税を滞納していない者
 - ③ 暴力団員でない者
 - ・右記の者で、次のいずれかに該当する者
 - ④ 町立病院に通院している者
 - ⑤ 入居者の家族および親族が町立病院に入院し、または介護老人施設等に入所し、介護または援助が必要な者
 - ⑥ 現状の住居において、冬期生活が困難であると認められる者
- 申込場所 建設課または各支所町民課
 詳しくは、建設課へお問い合わせください。



まちづくり推進課 ☎09-33332

食育講演会を開催

食べて実感! おいしい食育!

広島県初のシニアソムリエに学ぶ、分かりやすく楽しい食育。家族みんなが笑顔で健康でいられるためのヒントを学びませんか?

日時

10月19日(金) 午後1時30分～4時

場所

三和公民館

内容

「ふるさとの旬を食卓に、心身ともに健やかに」野菜の効能を知り、旬のものを食べる意味を知ります。

講師

野菜ソムリエ 花井綾美先生



福祉課

ご存知ですか? 児童扶養手当制度

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない(父または母が重度の障害状態のときも含む)子どもが育成される家庭の生活の安定と自立を促し、子どもの福祉のために支給される手当です。

◆支給要件

次のいずれかに該当する子どもについて、父、母または養育者が監護等している場合に支給されます。

- ・離婚、死亡、拘禁、遺棄、未婚などにより、父または母のいない子ども
- ・父または母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども(平成24年8月1日より新たに加わりました)

※支給対象となる子どもは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども(障害を有する場合は20歳未満)です。

※支給要件に該当していても、子どもが児童福祉施設等に入

◆手当額(月額)

・子ども1人の場合
 全部支給…41,430円
 一部支給…41,420円、9,780円

・2人目…5,000円加算
 ・3人目以降…3,000円加算

※受給資格者本人または扶養義務者の所得によっては支給停止となる場合があります。

◆手当を受けるための手続き

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。必要な書類など詳しくは福祉課または各支所町民課へお問い合わせください。



国民健康保険に関する届出のお願い ☎09-33335

国民健康保険に加入されている方が、社会保険に加入された場合、原則として14日以内に町に資格喪失届と併せて被保険者証を返還する必要があります。

この届出をせず資格喪失している国民健康保険被保険者証で病院等を受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなります。

会社等を辞められて社会保険(任意継続をされている方や家族の扶養となる方を除く)の資格を喪失された場合も原則として14日以内に国民健康保険に加入する届出を行う必要があります。

このような場合は必ず、福祉課または各支所町民課に届出を行ってください。

また、交通事故等で被保険者証を使用し治療を受けた場合も必ず届出を行ってください。

国民健康保険の加入の届出は世帯主の方が代わって行うことができます。

適正な医療給付を行うためにご協力よろしくお願ひします。